

## データ記事商品 PR プラン特約

### 第1条 (適用)

- 「データ記事商品 PR プラン特約」(以下「本特約」といいます)は、株式会社ぐるなび(以下「当社といいます」)が提供するデータ記事商品 PR プラン(以下「本サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間に適用される条件を定めることを目的とします。
- 本サービスの利用にあたっては、本特約のほか、当社が別途定める基本約款及び掲載サービス約款が準用されます。
- 本特約に定めのない事項に関しては、基本約款及び掲載サービス約款の定めが適用され、基本約款又は掲載サービス約款の定めと本特約の定めが矛盾又は抵触する場合は、本特約の定めが優先して適用されます。
- 本特約にて使用する用語の定義は、本特約において別段の定義がない場合、基本約款及び掲載サービス約款における定義と同一の意義を有するものとします。
- 本サービスにおいては、掲載サービス約款第12条(契約期間)及び第16条(違約金)の適用されないものとします。

### 第2条 (有効期間)

本契約の有効期間は、以下のとおりとする。

#### (1) データ記事商品 PR プラン3ヶ月版

本契約成立日から有効とし、記事掲載日より起算して3ヶ月後の応当日前日までとします。なお、期間の満了をもって自動的に終了し、自動更新はされないものとします。

#### (2) データ記事商品 PR プラン6ヶ月版

本契約成立日から有効とし、記事掲載日より起算して6ヶ月後の応当日の前日とします。なお、期間の満了をもって自動的に終了し、自動更新はされないものとします。

#### (3) データ記事商品 PR プラン12ヶ月版

本契約成立日から有効とし、記事掲載日より起算して1年後の応当日の前日までとします。但し、期間満了日の1ヶ月前迄までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

### 第3条 (本サービスにおける掲載情報の使用許諾)

本サービスにおける掲載情報の使用について、掲載サービス約款第11条(掲載情報の使用許諾)の定めのほか、本サービスによる記事の掲載先である株式会社レツツエンジョイ東京が、本サービスによる記事を周知する目的で、以下の範囲で使用することができるものとします。

- (1) 株式会社レッツエンジョイ東京が運営制作するサービス、印刷物、公式 SNS 等への掲載
- (2) 株式会社レッツエンジョイ東京が提携する法人が運営するサービス、印刷物、公式 SNS 等への掲載
- (3) 株式会社レッツエンジョイ東京が委託する個人が運営するサービス、印刷物、公式 SNS 等への掲載

制定日：2025 年 11 月 25 日